

# 建設業における事業承継について

---

平成31年1月31日

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

# 中建審・社整審基本問題小委員会について

- 平成28年10月より、建設産業が10年後においても「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、建設業関連制度の基本的な枠組みについて検討を行うことを目的として、「建設産業政策会議」が開催され、平成29年7月に同会議において「建設産業政策2017+10」が提言された。
- これを受け、提言された施策のうち、許可制度の見直しなど制度的な対応が必要な事項の具体化を行う場として、基本問題小委員会を再開。

## 【委員】

- 秋山 哲一(東洋大学理工学部教授)
  - 井出 多加子(成蹊大学経済学部教授)
  - 岩田 圭剛(一般社団法人全国建設業協会副会長)
  - 大森 文彦(弁護士・東洋大学法学部教授)【委員長】
  - 小澤 一雅(東京大学大学院工学系研究科教授)
  - 蟹澤 宏剛(芝浦工業大学建築学部教授)
  - 桑野 玲子(東京大学生産技術研究所教授)
  - 才賀 清二郎(一般社団法人建設産業専門団体連合会会長)
  - 小池 吉博(一般社団法人日本鉄道施設協会理事企画部長)
  - 高木 敦(モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社調査統括本部副本部長)
  - 高野 伸栄(北海道大学公共政策大学院長)
  - 田口 正俊(全国建設労働組合総連合書記次長)
  - 富岡 義博(電気事業連合会理事)
  - 仲田 裕一(一般社団法人不動産協会企画委員長)
  - 丹羽 秀夫(公認会計士・税理士)
  - 花井 徹夫(東京都建設局企画担当部長)
  - 平野 啓司(一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会長)
  - 藤田 香織(東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授)
  - 古阪 秀三(立命館大学OIC総合研究機構グローバルMOT研究センター客員教授)
- (平成31年1月現在)

## 【スケジュール】

平成30年

2月13日 第1回会議

・基本問題小委員会における検討課題(案)について

3月19日 第2回会議

・建設業許可制度等について

4月16日 第3回会議

・建設工事におけるリスク分担等について

5月28日 第4回会議

・働き方改革等の推進に向けた受発注者双方の取組等について

6月18日 第5回会議

・中間とりまとめ案について

6月22日 中間とりまとめ

平成31年

1月16日 第1回会議

・担い手の確保の取組を強化するために当面講ずべき措置等について

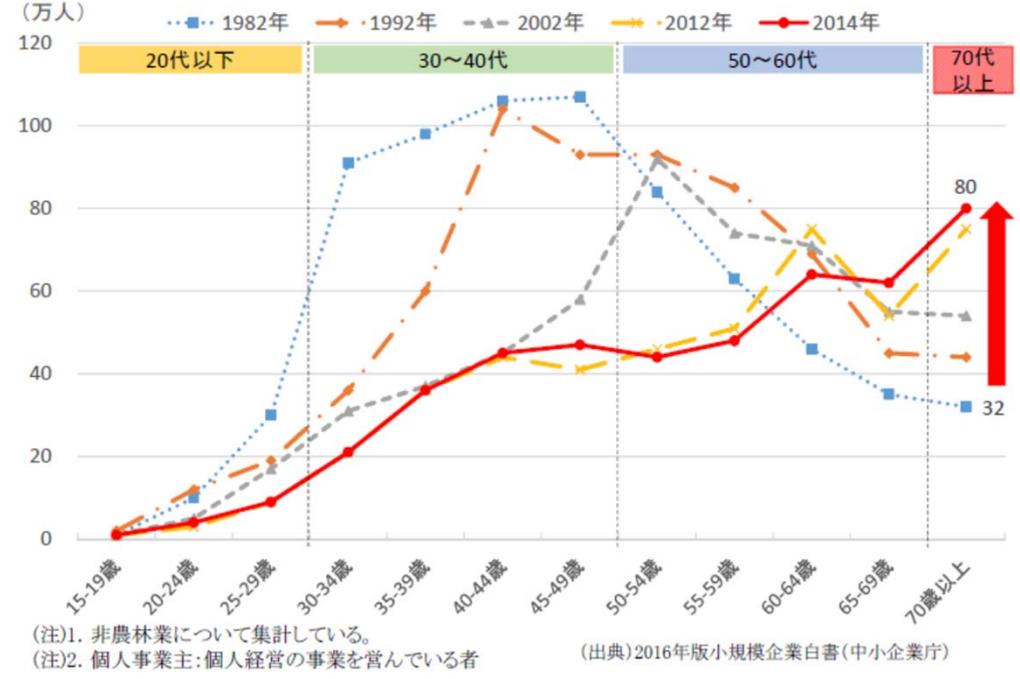


▲ 平成30年6月18日 第5回会議の様子

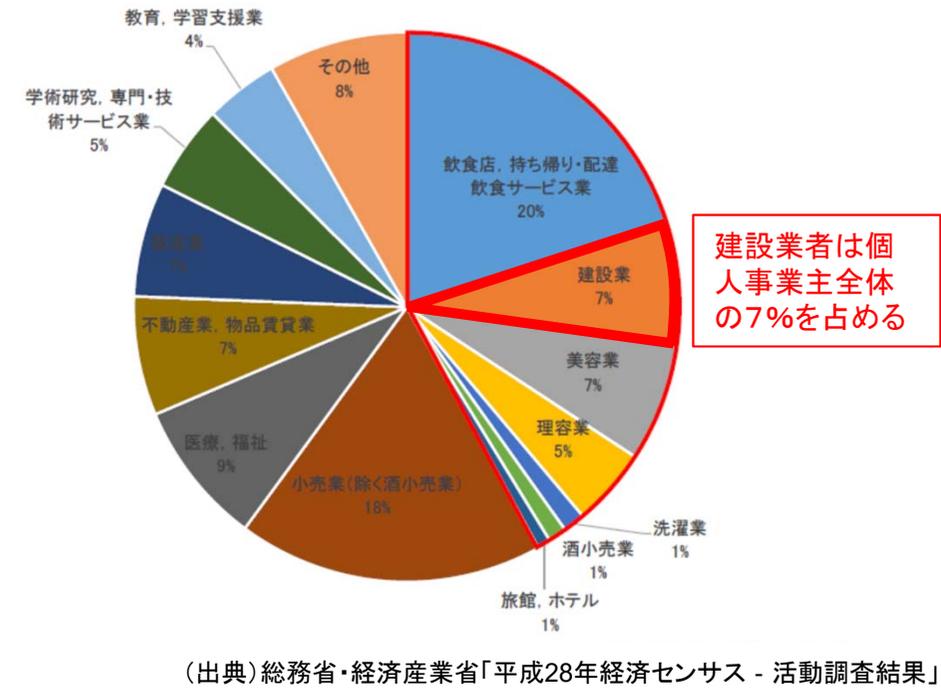
## 2. 個人事業主の事業承継時の許認可手続の簡素化について

- 個人事業主が高齢化する中で、早期の事業承継は喫緊の課題となっている。
- 個人事業主の事業承継が阻害されないよう、建設業の許可制度について何らかの措置を検討できないか。

【年齢階級別個人事業主数の推移】



【営業の許認可を必要とする個人事業主の全体に占める比率】



### ＜今後の方向性＞

- ・前回までの基本問題小委員会では、広く建設業者全般の事業承継について議論を行ったところ。
- ・個人事業主の事業承継(主に相続)についても同様の制度を検討できないか。

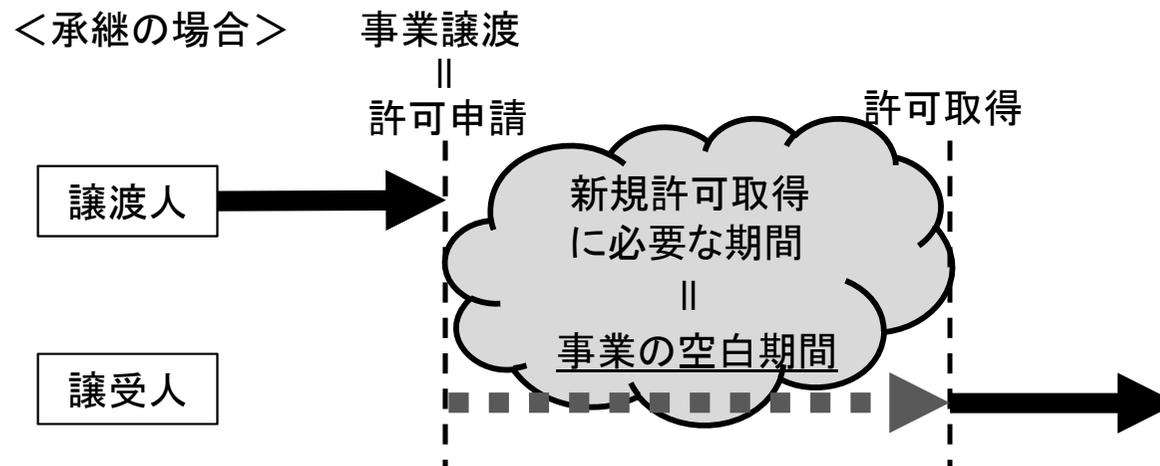
### ＜(参考)基本問題小委員会 中間とりまとめ(平成30年6月22日、抜粋)＞

さらに、例えば、あらかじめ許可行政庁の認可等を受けることにより、事業承継の効力の発生日に自動的に権利義務を承継するような制度を検討すべきである。

## 現在の制度

### <課題点>

- 事業承継時、相続時に新規許可取得が原則として必要であり、事業の空白期間が生じる
- (新規の許可取得のため)提出する書類の枚数が膨大



### (参考) 現行の許可制度の要件

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 経営の安定性 | 経営能力 (経營業務管理責任者)                  |
|            | 財産的基礎 (請負契約を履行するに足る財産的基礎・金銭的信用)   |
| (2) 技術力    | 業種ごとの技術力 (営業所専任技術者)               |
| (3) 適格性    | 誠実性 (役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除) |

これらの要件について確認を行うことで  
建設工事の適正な施工を確保

その他、成年被後見人等に該当しない者、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者等の欠格要件が定められている。

# 現在検討しているスキーム

## 検討中の制度

### <事業承継>

- 事前の認可を受けることにより、新規許可取得は不要となり、事業譲渡当日に許可が承継できる
- 法人だけでなく、個人も生前の承継が可能となる

### <相続>

- 死亡後、認可を受ければ先代の地位を承継できる

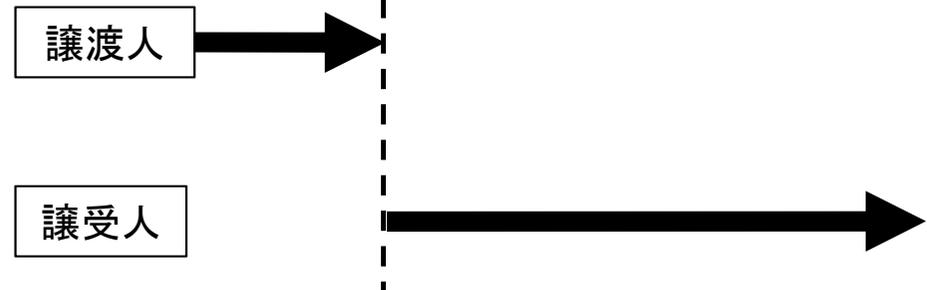
### <手続(事業承継、相続ともに)>

- 変更のあった部分の書類の提出で手続可能  
※削減が可能な様式: 20/29

### <承継の場合>

事業譲渡  
||  
許可承継

- ・シームレスな承継が可能
- ・手続も簡単に



(参考)承継制度により提出負担が削減されると想定される書類

赤字: 変更部分のみ提出する書類(変更がなければ提出不要)(20/29)  
黒字: 提出が必要となる書類(9/29)

- 建設業許可申請書
- 別紙1(役員等の一覧表)
- 別紙2(1)(2)(営業所一覧表)
- 別紙3(収入印紙はり付け欄)
- 別紙4(専任技術者一覧表)
- 工事経歴書
- 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- 使用人数
- 誓約書
- 登記事項証明書
- 身分証明書
- 経營業務の管理責任者証明書及び別紙
- 専任技術者証明書
- 技術検定合格証明書等の資格証明書
- 卒業証明書
- 実務経歴証明書
- 指導監督的実務経歴証明書
- 建設業法施行規則第3条に規定する使用人の一覧表
- 国家資格者等・監理技術者一覧表
- 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
- 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
- 貸借対照表
- 損益計算書・完成工事原価報告書
- 登記事項証明書
- 営業の沿革
- 所属建設業者団体
- 納税証明書
- 健康保険等の加入状況
- 主要取引金融機関名

※ 現在検討中のスキームであり、今後変更の可能性がある。